

外国人技能実習制度 の現状等について



令和6年7月8日
厚生労働省・宮城労働局

1 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数204.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① **就労目的で在留が認められる者** 約59.6万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② **特定活動** 約7.2万人
 (経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ③ **技能実習** 約41.3万人
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ **資格外活動** (留学生のアルバイト等) 約35.3万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。
- ⑤ **身分に基づき在留する者** 約61.6万人
 (「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(主に日系人)が含まれる)
 ・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野(注)の各業務従事者

(注) 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業

※ 外国人雇用状況の届出状況(令和5年10月末時点)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

東北で就労する外国人のカテゴリー（総数50,143人の内訳）

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
①就労目的で在留が認められる者	11,994 (38.9)	1,692 (69.5)	1,784 (58.2)	3,670 (20.8)	746 (33.0)	1,193 (45.3)	2,909 (39.3)
②身分に基づき在留する者	9,179 (1.9)	574 (▲3.7)	1,116 (0.6)	2,477 (2.3)	593 (1.5)	1,477 (0.7)	2,942 (3.9)
③技能実習	19,661 (26.7)	2,913 (23.6)	3,341 (21.8)	4,875 (25.9)	1,501 (32.6)	2,623 (33.6)	4,408 (27.5)
④特定活動	1,553 (5.3)	133 (▲23.1)	298 (34.2)	422 (▲11.7)	40 (53.8)	210 (50.0)	450 (3.2)
⑤資格外活動	7,756 (7.0)	272 (25.3)	543 (▲0.2)	5,142 (3.5)	281 (44.1)	240 (14.8)	1,278 (14.6)
計	50,143 (19.7)	5,584 (28.7)	7,082 (23.2)	16,586 (12.2)	3,161 (26.5)	5,743 (24.8)	11,987 (20.7)

※ 各県労働局作成『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）による。

※（ ）は前年同月比。

東北で就労する外国人のカテゴリー(国籍別)

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
ベトナム	16,514 (32.9)	2,444 (43.8)	2,277 (32.2)	4,581 (27.6)	864 (27.3)	2,293 (39.9)	4,055 (33.8)
中国	6,331 (12.6)	614 (11.0)	852 (12.0)	2,111 (12.7)	463 (14.6)	936 (16.3)	1,355 (11.3)
フィリピン	6,314 (12.6)	460 (8.2)	1,175 (16.6)	1,078 (6.5)	680 (21.5)	678 (11.8)	2,243 (18.7)
ネパール	4,617 (9.2)	413 (7.4)	248 (3.5)	2,664 (16.1)	91 (2.9)	135 (2.4)	1,066 (8.9)
インドネシア	4,570 (9.1)	598 (10.7)	879 (12.4)	1,526 (9.2)	300 (9.5)	335 (5.8)	932 (7.8)
ミャンマー	2,632 (5.2)	242 (4.3)	489 (6.9)	1,060 (6.4)	104 (3.3)	241 (4.2)	496 (4.1)
その他	9,165 (18.3)	813 (14.6)	1,162 (16.4)	3,566 (21.5)	659 (20.8)	1,125 (19.6)	1,840 (15.3)

※ 各県労働局作成『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末現在)による。

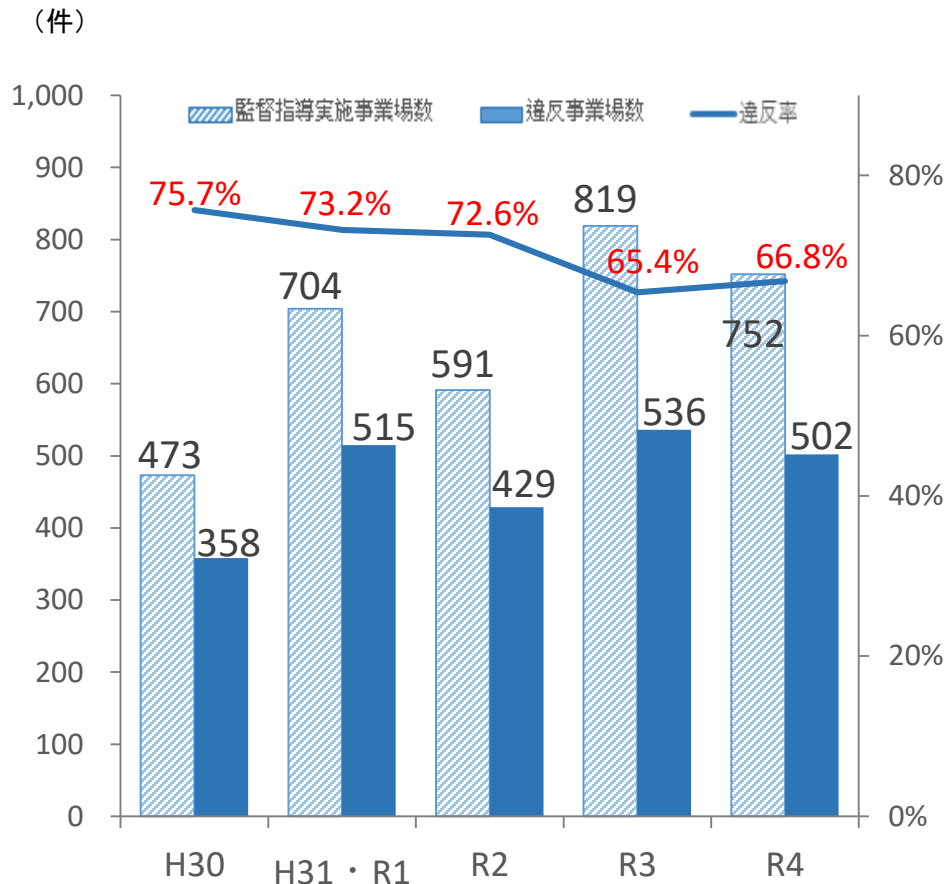
※ ()は外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。

2 東北地区における外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(令和4年)

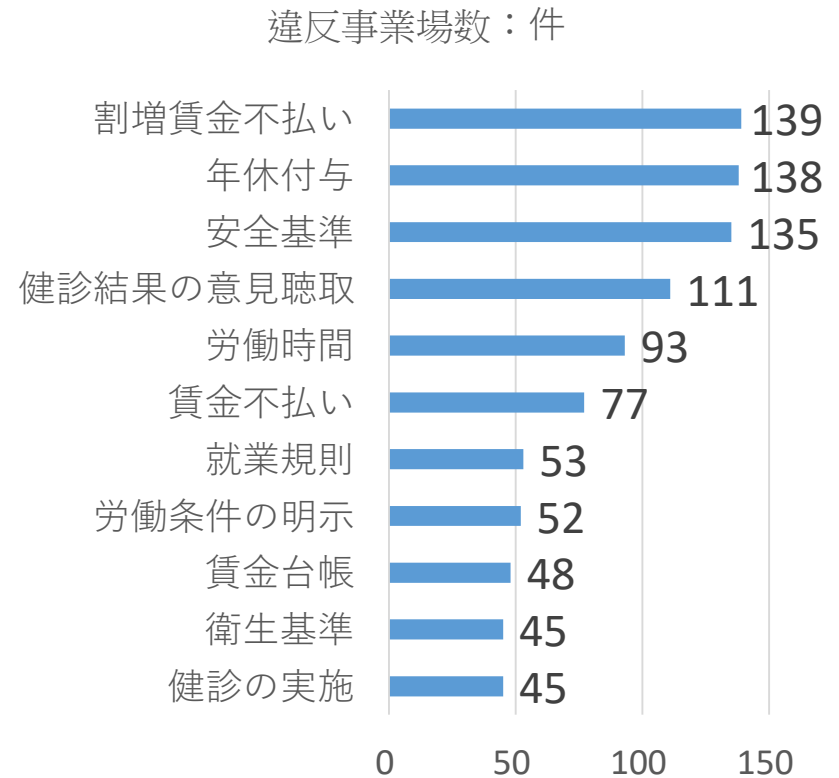
1 監督指導の実施状況

(1) 東北地区の労働基準監督機関において、令和4年には実習実施機関に対して752件の監督指導を実施し、その66.8%に当たる502件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



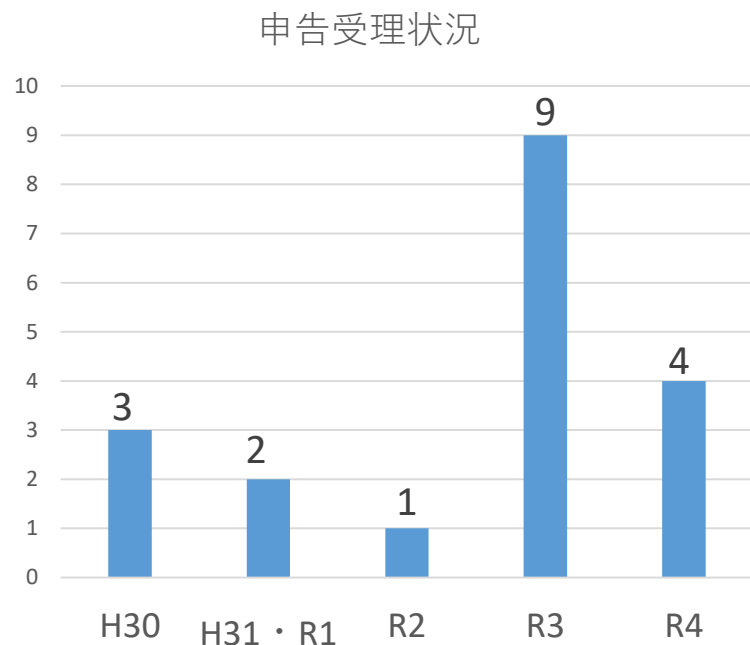
(2) 令和4年の違反事業場における主な違反事項は、①割増賃金の不払い(27.7%)、②年休付与(27.5%)、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(26.9%) ④健康診断結果の医師の意見聴取(22.1%)、⑤労働時間(18.5%)の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 申告受理の状況

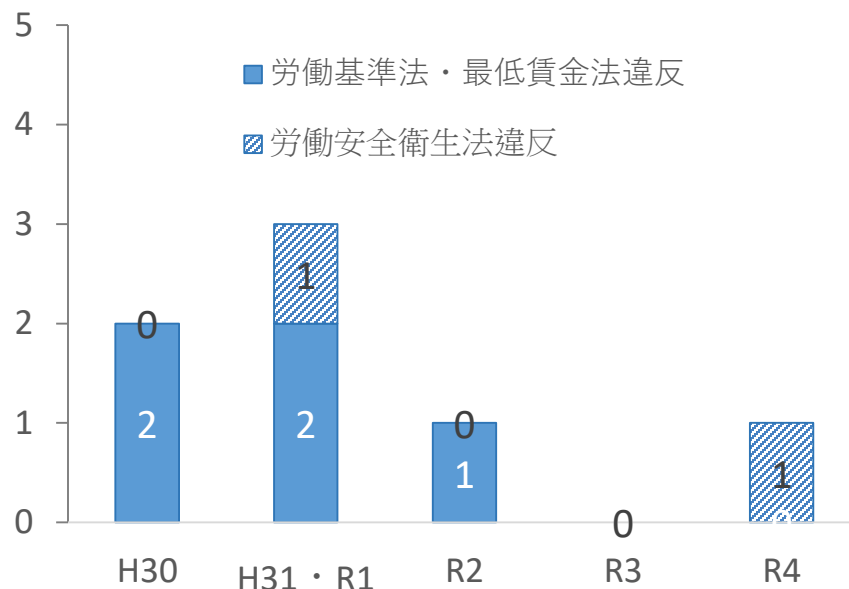
- (1) 技能実習生から東北地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は、令和4年において4件であった。



- (2) 主な申告内容は、労働基準法違反である。

3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、東北地区の労働基準監督機関が送検した件数は以下のとおりであり、令和4年は労働安全衛生法違反が1件あった。



- (2) 主な違反条文は、労働基準法違反では、労基法第32条（長時間労働）、労基法第37条（割増賃金不払い）であり、安衛法違反では、安衛法第61条（無資格運転）と安衛法第21条（安全基準）であった。

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

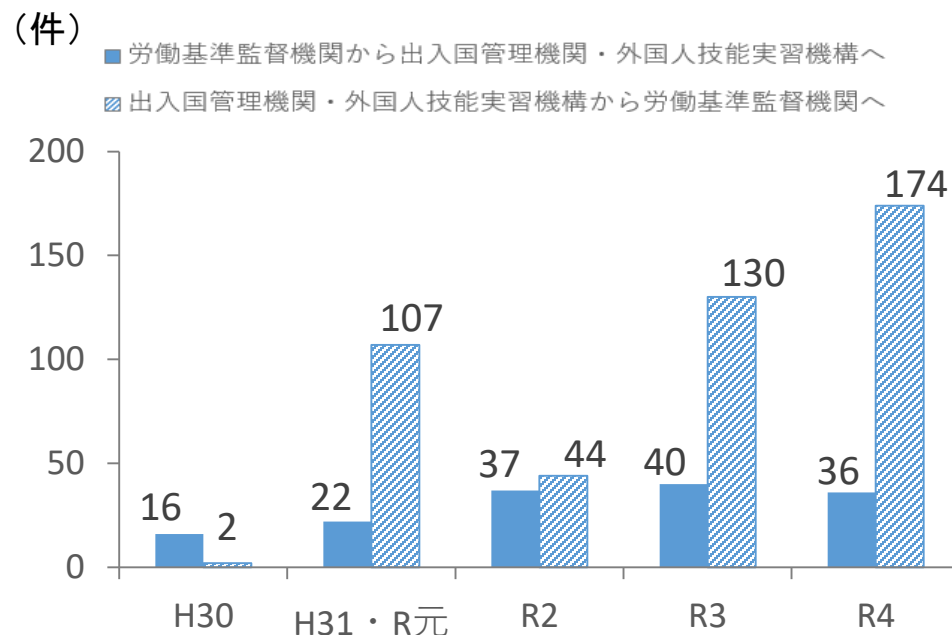
(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 令和4年において、東北地区の労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は36件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は174件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 平成31年・令和元年については法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

(4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

- ＜妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと＞
- 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重労働を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
 - 実習実施者は、技能実習生が妊婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
 - 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
 - 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終りまで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

- 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所の手続が必要です）。また、国民年金については、産前産後期間中の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所の手続が必要です）。

- 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

- 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。
※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

- お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

- | | | |
|----------------------------|--------------|-------|
| 厚生年金について⇒年金事務所 | 育児休業について | ➡ 労働局 |
| 国民年金について⇒年金事務所又は市区町村 | 産前産後休業について | |
| 健康保険について⇒加入先の医療保険者 | | |
| (協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所) | | |
| 国民健康保険について⇒市区町村 | 在留資格について⇒入管庁 | |

労働者の方へ

職場でつらい思いをしていませんか？

妊娠・出産・育児休業の取得などを理由として
解雇などの不利益な取扱いをすることは
法律で禁止されています



日本人労働者・外国人労働者（在留資格）を問わず、
「妊娠したから解雇」は違法です！

「産休・育休は認めない」と言われた

「短時間勤務を利用するならばパートになれ」と言われた

育休を取得したら降格させられた

産前・産後休業を取得したら減給された

妊娠の事実を伝えたら「ビザ更新の協力はしない」と言われた

「母性健康管理措置」を利用して休職したら解雇された

例えば・・・

こんなことを理由として

- ・妊娠した、出産した
- ・つわりで仕事を休んだ
- ・産前・産後休業をとった など

こんな取扱いを受けたら違法です！

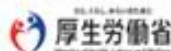
- ・解雇された
- ・在留許可の更新がされなかった
- ・減給された など

「出産後（育児休業からの復帰後）も仕事を続けたい！」
と会社にはっきり意思を伝えましょう。

妊娠・出産時に利用できる制度については画面へ

さらに・・・

職場でのハラスメントに困っている場合には、
もうひとつのリーフレットもチェックしてみてください



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

妊娠・出産、育児にあたり利用できる制度※

妊娠・出産した女性労働者が利用できる制度や措置	育児中の男女労働者が利用できる制度や措置（一部）
<ul style="list-style-type: none"> ◆産前休業、産後休業 出産予定日の6週間前から休むことができます。出産後は原則8週間は働くことはできません。 ◆軽業業務転換 妊娠中は他の軽易な業務への転換を請求できます。 ◆母性健康管理措置 妊婦健康診査等で医師等から指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。 ◆危険有害業務の就業制限 重労働を取り扱う業務、有毒ガスを発生する場所等における業務に、女性が就くことはできません。 ◆育児時間 子どもが1歳未満の女性は、休憩時間の他に1日2回各々30分の育児時間を請求できます。 ◆時間外、休日労働、深夜業の制限 時間外労働、休日労働または深夜業の免除を請求することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆育児休業 原則として子の1歳の誕生日の前日まで休むことができます。休みを2回に分割することもできます。 ◆産後/育休（出生時育児休業） 子の出生後8週間以内に4週間まで、分割して2回まで、育児休業とは別に取得できます。 ◆育児短時間勤務 3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度があります。 ◆子の看護休業 小学校就学前までの子を養育する従業員は、病気やけがをした子の看護などを行うために、年に5日まで（子が2人以上の場合は10日まで）、1時間単位で休むことができます。 ◆所定外労働の制限 3歳未満の子を養育する従業員は所定外労働（残業）の免除を請求することができます。

※制度の説明は簡略化されたものです。詳細な取得要件などは会社や労働局にお問い合わせください。

制度について詳しく知りたいとき、あるいは妊娠・出産、育児休業等に関するトラブルが発生した場合は、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

相談は匿名でも受け付けます。相談者のプライバシーは厳守します。
なお、ご希望の場合は、会社に対し法律や制度を説明することも可能です。

相談先住所一覧



都道府県労働局 雇用環境均等部（室）電話番号一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-685-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6269	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

- ・電話での相談は、日本語で対応します。
- ・相談窓口へ直接お越しいただけますと、通訳を介した相談が可能です。

【参考】男女雇用機会均等法 概要



英語

中国語

ポルトガル語

ベトナム語

日本語